

桐生市立菱小学校 いじめ防止基本方針

桐生市立菱小学校

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

(1) 未然防止について

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につなげる。

(2) 早期発見について

いじめは、教師の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われている場合が多い。些細な兆候であっても、いじめだということも視野に入れ、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知していくよう努める。

また、月例アンケートを実施することだけに頼らず、児童が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことで早期発見につなげる。

(3) 早期解消について

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情や事実を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行う。

また、双方の家庭への連絡や、必要に応じて関係機関との連携を行うことで早期解消につなげる。

2 いじめ防止等のための組織（いじめ問題対策会議）

(1) 組織の構成員等

（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、ブロック主任、関係学級担任

教育相談担当、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

※必要に応じて該当する委員会担当、クラブ担当も加わる。

(2) 活動の概要

- ・職員会議や、生徒指導全体会の際に、いじめ防止等に有効な取組や、児童の様子の情報交換できる場を設ける。
- ・いじめの早期解決のために、必要に応じて会議を開き、指導の方法を考え、適切に指導、連絡していく。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・「いじめ防止年間計画」を基に活動を実施していく。
- ・児童が主体となり、あいさつ運動や呼びかけ、スローガンやポスター作成など、定期的な活動をしていく。
- ・児童にとって居心地のよい学級づくりと、全児童が活躍できる学校づくりを進める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・毎月アンケートを実施する。
- ・いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうるものと教師が考え、児童の表情や、人間関係の変化、生活態度の変化を注意深く見る。
- ・教師児童間の信頼関係を確かにし、相談しやすい雰囲気を作っていく。
- ・担任以外が変化に気付いた場合、情報を共有できるよう報告し合う。
- ・いじめの認知については、児童の訴えを尊重し、事実確認を必ず行う。

(3) いじめの解消のための取組

- ・アンケートや相談連絡があった際には、いじめられた児童や知らせた児童の安全を確保し、事情や事実を確認記録をして、いじめ防止対策の構成員の複数人で適切に指導をする。また、全教員での共通理解を図るために、些細な出来事でも、随時報告し合う場を設ける。
- ・双方の家庭へ、事実と指導内容を連絡し、必要に応じて、家庭でもケアや指導をしてもらい、連携を図っていく。
- ・当事者同士の謝罪等により一時解決を見た場合でも、教員による3ヶ月の経過観察を経た時点で面談をもち、解消の判断をする。
- ・必要に応じて、関係機関との連携も図っていく。

(4) 重大事態発生時の対応

- ・発生後早急に「いじめ緊急対応マニュアル」に基づき、いじめ防止対策の構成員で安全確保や適切な指導、家庭連絡をしていく。

4 関係機関との連携

- ・警察や児童相談所、民生委員、医師等と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行う。

5 保護者との連携

- ・いじめが発見された時だけでなく、平素より気になる児童に対しては、保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行う。

6 評価の実施

- ・第三者、学校評議員、スクールカウンセラー等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、随時改善していく。

☆作成に際し、確認した根拠法令及び参考資料

- いじめ防止対策推進法
- いじめの防止等のための基本的な方針【文部科学省】
- 学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント【文部科学省】
- 生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A【国立教育政策研究所】
- 群馬県いじめ防止基本方針【群馬県】
- いじめ防止対策推進法への対応【群馬県】
- いじめ問題対策指導資料（「いじめ防止対策推進法への対応」）【群馬県】
- 桐生市いじめ防止基本方針【桐生市】